

住宅の品質確保の促進等に関する法律 省令改正・告示改正の概要

平成 17 年 7 月に「住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品確法）」が、平成 17 年 9 月に「品確法施行規則（省令）」及び「日本住宅性能表示基準・評価方法基準（告示）」が改正され、平成 18 年 3 月 1 日（法・省令）及び平成 18 年 4 月 1 日（告示）にそれぞれが施行されます。以下にその改正の概要（施行の際の注意点）をまとめました。

住宅の品質確保の促進等に関する法律（H11 法律第 81 号）

（最終改正 H17/7/26 法律第 87 号）

改正内容

・ 指定制から登録制への移行

指定住宅性能評価機関から登録住宅性能評価機関へ移行することにより、住宅品確法に係る業務が消費税の課税対象になります。課税対象は設計・建設等に関わらず、平成 18 年 3 月 1 日以降に評価機関が引受けた業務（引受承諾書の引受日）より適用されます。

・ 評価等にかかわる経過措置（みなし措置）

改正前の法により認定等を受けた「住宅型式性能認定書」及び「型式住宅部分等製造者認証書」は、その有効期限内において、改正法で認定等を受けたものとみなされます。よって、住宅性能評価の申請の際に、有効期限内であれば改正前の認定書等の添付が可能です。

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（H12/3/31 建設省令第 20 号）

（最終改正 H17/9/1 国土交通省令第 89 号）

改正内容

・ 法令様式（申請書等）の変更

申請書の主な変更点

平成 18 年 3 月 1 日以降に申請されるもの（申請日が H18/3/1 以降）は、改正省令に対応した法令様式等で申請を行うこととなります。

- ・ 各申請書の法令様式番号が変更になります。（例：設計申請書 第三号 第四号）
- ・ 設計住宅性能評価申請書 第三面「地名地番」欄 及び 建設住宅性能評価申請書 第三面「建築場所」欄に、住居表示が定まっている場合は、その住居表示を併記する事となります。
- ・ 申請者が複数の場合の対応が可能になります。

改正前第六条関係の「第八号様式」が廃止

平成 18 年 3 月 1 日以降に建設評価を引き受けがなされたものより、第八号様式廃止に伴い、これに代わる E R I 任意帳票「検査対象工程完了通知書」をご利用ください。

注）平成 18 年 2 月 28 日以前に建設評価の引き受けがなされたもの（引受承諾書の引受日が H18/2/28 以前）は、従前の『第八号様式』をご利用ください。

関連プログラム等の更新

皆様には、改正法に対応した以下のプログラム等を、ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

- ・住宅性能評価申請書作成プログラム
- ・入力支援ソフト(申請者用)
- ・一般帳票(個別ダウンロード用)

日本住宅性能表示基準(H13 国交省告示第 1346 号)(最終改正 H17/9/14 国交省告示第 993 号)
評価方法基準(H13 国交省告示第 1347 号)(最終改正 H17/9/14 国交省告示第 994 号)

改正内容

- ・『10 防犯に関する事、10-1 開口部の侵入防止対策』が追加になりました。

適用を受ける住宅

平成 18 年 4 月 1 日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から適用されます。

平成 18 年 3 月 31 日以前に設計住宅性能評価が申請された住宅(申請日が 3/31 以前)は、平成 18 年 4 月 1 日以降に変更設計住宅性能評価申請・建設住宅性能評価申請・変更建設住宅性能評価申請を行っても「10 防犯に関する事」の適用は受けません。

関連帳票類

以下の帳票に「10 防犯に関する事」の項目が追加されます。適用を受ける住宅の申請には新帳票をご使用ください。(3月中旬にホームページに掲載予定です。)

-) 自己評価書
-) 設計内容説明書
-) 施工状況報告書

評価基準等

住戸の内部に通じる侵入可能な開口部(「400^{mm}×250^{mm}の長方形」「400^{mm}×300^{mm}の楕円」「350^{mm}の円」のいずれかが通過可能な開口部)について、侵入防止対策上有効な措置が講じられているかどうかを評価します。(詳細は追って掲載いたします。)